



かかりつけ医機能報告制度について

各報告制度

	医療機能情報提供制度	病床機能報告制度	外来機能報告制度	かかりつけ医機能報告制度
根拠	医療法第6条の3	医療法第30条の13	医療法第30条の18の2及び第30条の18の3	医療法第30条の18の4
開始年度	平成19年度	平成26年度	令和4年度	令和7年度
報告対象機関	病院、診療所、歯科診療所及び助産所	一般病床、療養病床を有する病院及び有床診療所	一般病床、療養病床を有する病院及び有床診療所（無床診療所は任意）	病院及び診療所（特定機能病院及び歯科医療機関を除く）
主な報告項目	開設者、診療科目、診療時間、アクセス等	病床数、医療機能、人員配置、入院患者の状況等	紹介受診重点外来の実施状況、紹介・逆紹介の状況等	一次診療対応可能な診療領域・疾患、時間外診療、在宅医療の提供等
公表方法	ナビ	県ホームページ	県ホームページ	ナビ、県ホームページ

趣旨

今後、複数の慢性疾患や医療と介護の複合ニーズを有することが多い高齢者の更なる増加と生産年齢人口の急減が見込まれる中、地域によって大きく異なる人口構造の変化に対応して、「治す医療」から「治し、支える医療」を実現していくためには、これまでの地域医療構想や地域包括ケアの取組に加え、かかりつけ医機能が発揮される制度整備を進める必要がある。

その際には、国民・患者から見て、一人ひとりが受ける医療サービスの質の向上につながるものとする必要があることから、

- 国民・患者が、そのニーズに応じてかかりつけ医機能を有する医療機関を適切に選択できるための情報共有を強化し、
- 地域の実情に応じて、各医療機関が機能や専門性に応じて連携しつつ、自らが担うかかりつけ医機能の内容を強化することで、地域において必要なかかりつけ医機能を確保するための制度整備を行う。



令和5年5月 改正医療法 成立

令和7年4月 法改正の一部として **かかりつけ医機能報告制度** 施行

※かかりつけ医機能とは、身近な地域における日常的な診療、疾病の予防のための措置その他の医療の提供を行う機能（医療法第6条の3）とされています。

医療サービスの向上

地域において必要とされるかかりつけ医機能の充実強化を図り、国民の医療機関の選択に資する情報を提供することを通じて、国民・患者にとって医療サービスの向上につなげることを目指す。

情報提供の強化

必要なときに迅速に必要な医療を受けられるフリーアクセスの考え方のもとで、国民・患者がそのニーズに応じてかかりつけ医機能を有する医療機関を適切に選択できるための情報提供を強化し、地域の実情に応じて、各医療機関が機能や専門性に応じて連携しつつ、自らが担うかかりつけ医機能の内容を強化することで、地域において必要なかかりつけ医機能を確保する。

地域で不足する機能を確保する方策の検討

各医療機関からの報告を受けて、地域の協議の場において地域の医療関係者等が協議を行い、地域で不足する機能を確保する方策を検討・実施していく。

かかりつけ医機能報告概要

- 慢性疾患を有する高齢者等を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能について、医療機関から都道府県知事に報告。
- 都道府県知事は、報告をした医療機関がかかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協議の場に報告するとともに、公表。
- 都道府県知事は、外来医療に関する地域の協議の場において、地域でかかりつけ医機能を確保するために必要な具体的方策を検討し、結果を取りまとめて公表。



かかりつけ医機能報告
対象医療機関

① かかりつけ医機能の報告

◆継続的な医療を要する者に対する
かかりつけ医機能の有無・内容
(第30条の18の4第1項)

＜報告項目イメージ＞

- 1: 日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能
- 2: 1を有する場合、
(1)時間外診療、(2)入退院支援、(3)在宅医療、(4)介護等との連携、(5)その他厚生労働省令で定める機能



都道府県

② 報告の内容

(第30条の18の4第7項)

③ 都道府県の確認

④ 確認結果

公表

2(1)～(4)等の機能の
確保に係る体制を確認(※)。
(第30条の18の4第2項)

・体制に変更があった場合は、
再度報告・確認

(第30条の18の4第4項)

(第30条の18の4第3項、第5項)

⑤ 確認結果の報告



外来医療に関する
地域の協議の場

⑥ 地域でかかりつけ医機能を確保するために必要な具体的方策を検討 (第30条の18の5)

具体的方策の例

- ◆地域で不足する機能を担うための研修や支援の企画・実施
- ◆地域の医療機関に地域で不足する機能を担うよう働きかけ
- ◆地域の医療機関間の連携の強化 など

※介護等に関する事項を協議する場合には、市町村の参加を求め、介護等に関する各種計画の内容を考慮。

※高齢者保健事業や地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の状況に留意。

⑦ 協議結果

公表

※医療機関の報告内容について、実際には体制を有していないことが明らかになった場合は、その機能については都道府県による公表の対象外
医療機関の報告懈怠・虚偽報告等の場合は報告・是正の命令等(第30条の18の4第6項等)

①継続的な医療を要する者に対する発生頻度が高い疾患に係る診療その他の日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能（1号機能）

具体的な機能	継続的な医療を要する者に対する発生頻度が高い疾患に係る診療を行うとともに、継続的な医療を要する者に対する日常的な診療において、患者の生活背景を把握し、適切な診療及び保健指導を行い、自己の専門性を超えて診療や指導を行えない場合には、地域の医師、医療機関等と協力して解決策を提供する機能
--------	---

- | | |
|------|---|
| 報告事項 | <p>＜1号機能＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「具体的な機能」を有すること及び「報告事項（※次頁の「その他の報告事項」は除く）」について院内掲示による公表をしていること（★） ○ かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無・修了者数、総合診療専門医の有無・専門医数（有無を報告すれば可） ○ 17 の診療領域ごとの一次診療の対応可能の有無、いずれかの診療領域について一次診療を行うことができること（★） <p>皮膚・形成外科、神経・脳血管、精神科・神経科、眼、耳鼻咽喉、呼吸器、消化器系、肝・胆道・膵臓、循環器系、腎・泌尿器系、産科、婦人科、乳腺、内分泌・代謝・栄養、血液・免疫系、筋・骨格系、外傷、小児</p> |
|------|---|

報告事項	○ 一次診療を行うことができる疾患 貧血、糖尿病、脂質異常症、統合失調症、うつ、不安・ストレス、睡眠障害、認知症、頭痛、脳梗塞、末梢神経障害、結膜炎・角膜炎・涙腺炎、白内障、緑内障、近視・遠視・老眼、中耳炎・外耳炎、難聴、高血圧、狭心症、不整脈、心不全、喘息・COPD、かぜ・感冒、アレルギー性鼻炎、下痢・胃腸炎、便秘、慢性肝炎、皮膚の疾患、関節症、骨粗しょう症、腰痛症、頸腕症候群、外傷、骨折、前立腺肥大症、慢性腎臓病、更年期障害、乳房の疾患、正常妊娠・産じょくの管理、がん、その他の疾患、 ○ 医療に関する患者からの相談に応じることができること（継続的な医療を要する者への継続的な相談対応を含む）（★）
その他の報告事項	○ 医師数、外来の看護師数、在宅に関わる看護師数、専門看護師・認定看護師・特定行為研修修了看護師数 ○ 全国医療情報プラットフォームに参加・活用する体制の有無 ○ 全国医療情報プラットフォームの参加・活用状況、服薬の一元管理の実施状況



1号機能（★）を有する医療機関は、**2号機能**にかかる報告事項についての報告を行うこととされています。

② 通常の診療時間外の診療

- 自院又は連携による通常の診療時間外の診療体制の確保状況（在宅当番医制・休日夜間急患センター等に参加、自院での一定の対応に加えて他医療機関と連携して随時対応等）、連携して確保する場合は連携医療機関の名称 等

③ 入退院時の支援

- 自院又は連携による後方支援病床の確保状況、連携して確保する場合は連携医療機関の名称 等

④ 在宅医療の提供

- 自院又は連携による在宅医療を提供する体制の確保状況（自院で日中のみ、自院で24 時間対応、自院での一定の対応に加えて連携して24 時間対応等）、連携して確保する場合は連携医療機関の名称 等

⑤ 介護サービス等と連携した医療提供

- 介護サービス等の事業者と連携して医療を提供する体制の確保状況（主治医意見書の作成、地域ケア会議・サービス担当者会議等への参加、介護支援専門員や相談支援専門員と相談機会設定等）等

その他の報告事項

- 健診、予防接種、地域活動（学校医、産業医、警察医等）、学生・研修医・リカレント教育等の教育活動
- 1 号機能及び 2 号機能の報告で「当該機能有り」と現時点でならない場合は、今後担う意向の有無

- 報告いただいた情報は、厚生労働省の「医療情報ネット（ナビイ）」※を通じて、公表されます。

＊ 診療日や診療科目といった情報に加え、対応可能な疾患・治療内容、提供しているサービスなど様々な情報から、全国の医療機関・薬局を検索することのできるシステム。

医療情報ネット イメージ

全国の病院・診療所・歯科診療所・助産所/薬局を探す

医療機関を探す

キーワードで探す

例) 市区町村名 内科

検索

急いで探す 受付時間や場所などの情報から検索

現在診療中の医療機関 > 休日夜間対応医療機関 >

じっくり探す 設備や対応内容などの医療機能情報から検索

<基本項目>

診療科目 > 場所 > 外国語 >

<利用者属性>

高齢者 > 小児 > 障害児・者、医療的ケア児 >

女性 > 難病 >

<その他>

他の項目 >

お気に入り病院等 お気に入り登録した医療機関などの一覧

お気に入り病院等 比較候補一覧

薬局を探す

都道府県固有の機能から探す

全国共通の検索項目に加えて各都道府県独自の検索項目でも検索ができます。

北海道 北海道 >

東北 青森県 > 岩手県 > 宮城県 > 秋田県 > 山形県 >

福島県 >

関東 茨城県 > 栃木県 > 群馬県 > 埼玉県 > 千葉県 >

東京都 > 神奈川県 >

中部 新潟県 > 富山県 > 石川県 > 福井県 > 山梨県 >

長野県 > 岐阜県 > 静岡県 > 愛知県 >

近畿 三重県 > 滋賀県 > 京都府 > 大阪府 > 兵庫県 >

奈良県 > 和歌山県 >

中国・四国 鳥取県 > 島根県 > 岡山県 > 広島県 > 山口県 >

徳島県 > 香川県 > 愛媛県 > 高知県 >

九州 福岡県 > 佐賀県 > 長崎県 > 熊本県 > 大分県 >

宮崎県 > 鹿児島県 >

沖縄県 >

概要	基本情報	診療所へのアクセス	診療所内サービス等	費用負担等	診療内容、提供 保健・医療・ 介護サービス	かかりつけ医 機能	医療実績、結果 に関する事項
日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能 ◆かかりつけ医機能について院内掲示により公表していること かかりつけ医機能の院内掲示による公表 ◆かかりつけ医機能に関する研修の修了者・総合診療専門医の有無 研修の修了者 修了した研修 その他研修として修了した研修 研修の修了者数（常勤換算） 総合診療専門医 総合診療専門医数（常勤換算） ◆一次診療を行うことができる診療領域・疾患 診療領域 疾患 疾患（その他） ◆医療に関する相談対応の可否 相談対応の可否							

- 国のガイドラインにおいては、医療・介護資源の実情や地域で不足するかかりつけ医機能にかかる課題について、地域の関係者と認識を共有し、方策を検討することとされています。
- また、新たな地域医療構想に関し、外来・在宅医療については、かかりつけ医機能報告や外来機能報告等のデータを基に、地域の外来・在宅・介護連携などに関する課題を共有し、地域において必要な外来・在宅医療の提供のための取組を行うこととされています。
- 報告いただいたデータや、今後国から提供見込の、圏域ごとの基礎データ等のデータブックの内容をふまえ、地域医療構想等の協議に活用していきます。